

西脇市と多可町の発展のために

「北はりま定住自立圏共生ビジョン」に基づいて多可町と共に事業を実施

西脇市では、国が推進する定住自立圏構想に基づき、多可町と連携事業を展開しています。「中心市」の要件を満たしている西脇市では、平成22年10月に多可町と「北はりま定住自立圏形成協定」を締結し、昨年3月に具体的な取組事業を示した共生ビジョンを策定しました。

この共生ビジョンに基づき、これまで実施してきた事業や今後の取組について紹介します。

定住自立圏構想とは？

定住自立圏構想は、人口4万人以上などの要件を満たした中心市と住民生活で密接な関係にある周辺市町が「定住自立圏」を形成し、自治体の枠組みを越えてお互いに役割分担しながら、地域全体で快適・安心に暮らせる生活機能を確認し、発展を目指すものです。

昨年度に実施した事業

「やすらぎ苑」の増設

利用者の増加に対応するため、広域斎場「やすらぎ苑」の葬祭場を増設し、駐車場の拡張整備を行いました。定住自立圏事業として取り組むことで、国から有利な交付税措



▲増設した広域斎場「やすらぎ苑」第2式場

置を受けることができ、事業費の市町負担分を軽減することができました。

消費生活・多重債務相談窓口の相互利用の開始

両市町で実施している相談窓口を住民が相互利用できる

ようにしました。これにより両市町あわせた相談窓口の開設が週4日となり、消費者被害やトラブルに速やかな対応ができるようになりました。

農産物直売所・食肉加工処理施設の開設

地産地消を推進し、圏域の農産物などを販売する施設として、西脇市に「北はりま農産物直売所」を開設しました。また、有害鳥獣による農林業の被害が増加する中、その対策とシカ肉の有効活用を図るため、多可町に捕獲シカの食肉加工施設を開設しました。今後は、圏域での受入体制を整備し、商品開発や消費拡大に向け取り組んでいきます。

市立西脇病院の機能強化

圏域の医療拠点である西脇病院が「地域医療支援病院」の承認を受け、かかりつけ医との連携により、専門治療から在宅診療まで安心して医療サービスが受けられる体制を整備しました。今後も市立西脇病院では、高度な医療サ

ビスの提供ができるよう機能強化を図るとともに、引き続き多可町立診療所への代診医の派遣など必要な診療支援を行います。

今年度に予定している事業

文化財企画展の共同開催

両市町の文化的・歴史的資源を活用し、共通テーマによる文化財企画展を西脇市郷土資料館と多可町那珂ふれあい館で移動開催します。

多可町コミュニティバスの市内へのバス停新設

西脇市内を運行する多可町コミュニティバスのバス停を市内（日野地区）に新たに設置し、両市町の利用者の利便性の向上を図ります。

▼問合せ 企画政策課 (市役所内線2206)



▲多可町コミュニティバス「のぎくバス」

6月は環境月間です

現在、地球温暖化をはじめ、資源の枯渇や生物多様性の危機など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

今ある環境を守り、育て、そして、将来の世代へ確実に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境に深い理解と関心を持ち、家庭や地域など身近なところから環境保全のために行動することが大切です。暮らしと環境の関わりや自然の役割についても学び、環境にやさしい生活を心がけましょう。

環境展のお知らせ

環境月間に合わせて、「市内で見られなくなったたりその数が減った動植物」の展示を行います。気候の変動や山麓の開発、里山の放置、ため池の埋め立て、さらには採集圧などが原因で、今では全く見られなくなったたり数が減ってしまった虫や草がたくさんあります。今回はそれらの中の一部を展示します。

- ▼とき 6月5日(火)～15日(金)
- ▼ところ 市役所1階ロビー
- ▼主催 西脇市動植物生態調査研究グループ
- ▼問合せ 生活環境課 (市役所内線3003)

7月1日に 福祉医療受給者証を更新

～受給者証の色が黄色からうぐいす色に変わります～

福祉医療制度とは、一定の条件を満たしている老人、重度（高齢）障害者、乳幼児等、子ども、母子家庭等の方が病院などで診療を受けた際に、自己負担の一部を助成する制度です。引き続き、該当する方には6月中旬に受給者証を送付します。
◆問合せ 市民課医療担当（市役所内線318）

●福祉医療制度の概要

制度	対象者	要件
老人医療費助成制度	65歳以上70歳未満	市民税非課税世帯で、本人の年金収入とその他の所得を加えた額が80万円以下の方
重度障害者医療費助成制度	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持 高齢重度障害者医療は、後期高齢者医療制度に該当の方	【所得制限基準】 本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割の合計額が235,000円未満
高齢重度障害者医療費助成制度		【低所得者基準】 市民税非課税世帯で、かつ年金収入が80万円以下もしくは年金収入とその他の所得を加えた額が80万円以下
乳幼児等医療費助成制度	0歳から小学3年生を終了するまで	扶養義務者の市民税所得割の合計額が235,000円未満
子ども医療費助成制度	小学4年生から中学3年生まで	
母子家庭等医療費給付制度	18歳に達した年度末までの児童、または20歳未満の高校在学中の生徒を監護する父または母およびその児童、遺児	【所得制限基準】 児童などの扶養義務者の所得が192万円未満（扶養親族加算あり） 【低所得者基準】 市民税非課税世帯で、かつ年金収入が80万円以下もしくは年金収入とその他の所得を加えた額が80万円以下

所得制限判定方法を変更します

7月1日から、福祉医療（乳幼児等医療、子ども医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療）の所得制限判定方法を変更します。

◆判定を個人から世帯単位に

これまで、世帯の中で市民税の所得割額が最も高い方の税額が235,000円未満の場合に、助成の対象としていました。しかし、生計は通常、世帯単位で営まれることから、公平な所得制限判定を行うため、世帯の税額で判定する方法に変更します。乳幼児等・子ども医療の場合は、原則として対象者の父母の税額合計額で判定することとなります。

この変更で、これまで助成対象であった方でも、平成24年7月以降は助成制度の対象外となる場合があります。

なお、平成22年度税制改正で扶養控除が一部廃止されたため、平成24年度分以降の市民税所得割額が増える世帯もありますが、福祉医療の所得判定に際しては、国の自立支援医療制度に基づいて、この影響を生じさせないよう対応します。ご不明な点はお問合せください。

●通院時の一部負担金(定額制負担)

区分	障	高	母	乳
一般	600円	600円	600円	0円
低所得	400円	400円	400円	0円

※医療保険の本来負担(1～3割)がそれぞれ1日あたりの一部負担金に満たない場合はその額を一部負担金とします。
1 保険医療機関ごとに月最大2回までの支払いが必要で3回目以降の負担は不要です。

●入院時の一部負担金(定率制負担)

区分	障	高	母	乳
一般	2,400円	2,400円	2,400円	0円
低所得	1,600円	1,600円	1,600円	0円

※医療費の1割が一部負担金となります。入院した月が3か月連続する場合は、4か月目以降の一部負担金は不要です。

●老人医療の負担額

区分	負担割合	一部負担金限度額(1か月)	
		外来	入院+外来
低所得I	1割	8,000円	15,000円
低所得II	2割		24,600円

●子ども医療の負担額

区分	外来	入院
小学4年生～6年生	2割負担	無料
中学生	3割負担	(償還払い)

※小学4年生から中学3年生は入院費(医療保険における自己負担分)が無料になります。自己負担分全額を医療機関にお支払いいただき、後日、申請により還付しますので、健康保険証、印鑑、領収書、保護者の金融機関の口座番号を持参の上、市役所⑥番の窓口で申請してください